

## 第2回 武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会

### 次 第

日時：平成26年5月21日（水）

午後7時

場所：403集会室

#### 開 会

##### 1 報告

- (1) 第1回長期総合計画後期基本計画市民懇談会の会議要旨について
- (2) 市民懇談会での検討内容とスケジュールの補足について

##### 2 説明

- (1) 検討テーマの確認について
- (2) 検討テーマシートの見方について

##### 3 議題

- (1) 討議及び意見交換
  - ア 地域コミュニティにおける自治会の役割
  - イ まちづくりにおける市民参加
  - ウ 自然災害に強いまちづくり
  - エ 健康づくりについて

- (2) その他

#### 閉 会

#### 配布資料

- 資料1 「武蔵村山市長期総合計画市民懇談会に関する運営要領」
- 資料2 「市民懇談会での検討内容とスケジュール」
- 資料3 「検討テーマシートの見方」
- 資料4 「武蔵村山市民意識調査の概要」
- 資料5 「市民懇談会検討テーマに関わる市民意識調査設問一覧」
- 資料6 「第2回市民懇談会検討テーマに関する市民意識調査結果」

## 武蔵村山市長期総合計画市民懇談会に関する運営要領

平成26年4月21日

武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民懇談会の公開)

第2条 市民懇談会は、公開とする。

2 公開は、市民に市民懇談会を傍聴させることにより行う。

(傍聴手続)

第3条 市民懇談会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）により市民懇談会の座長（以下「座長」という。）の承認を受けなければならない。

(許可しない者)

第4条 座長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑等をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、座長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民懇談会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為を

しないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 座長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 座長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、市民懇談会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

傍聴申込書

第 号

		平成 年 月 日
武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会座長 殿		
申込者氏名		
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。		
傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称		第 回武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会
開 催 日 時		平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時から
開 催 場 所		
備 考		

傍聴承認書

第 号

傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称		第 回武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会
開 催 日 時		平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時から
開 催 場 所		
備 考		
上記のとおり会議の傍聴を承認します。		
平成 年 月 日		
武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会座長		

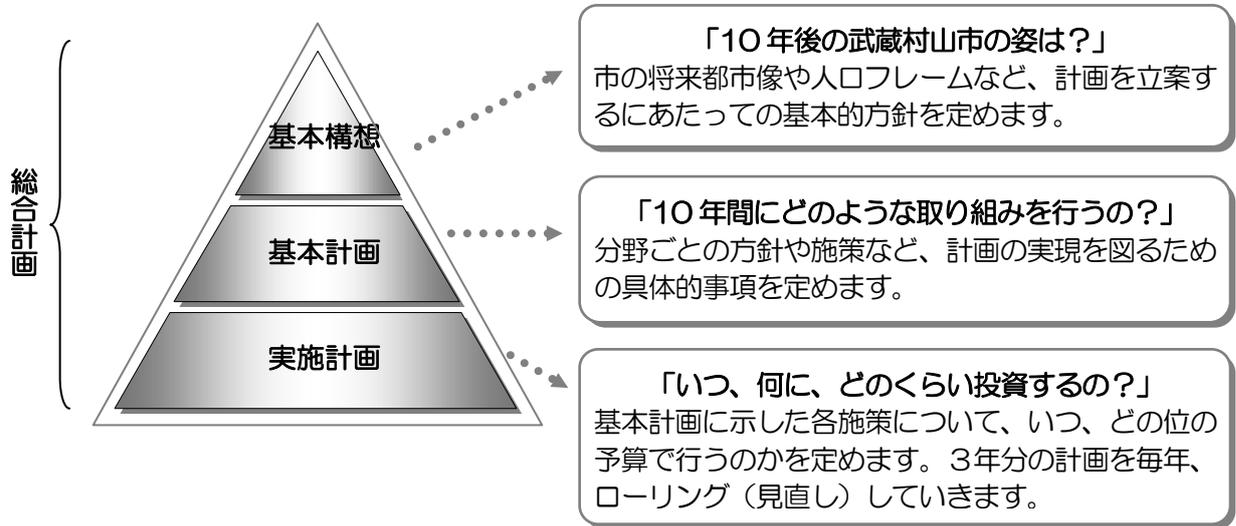
(日本工業規格A列4番)

## 傍 聴 者 心 得

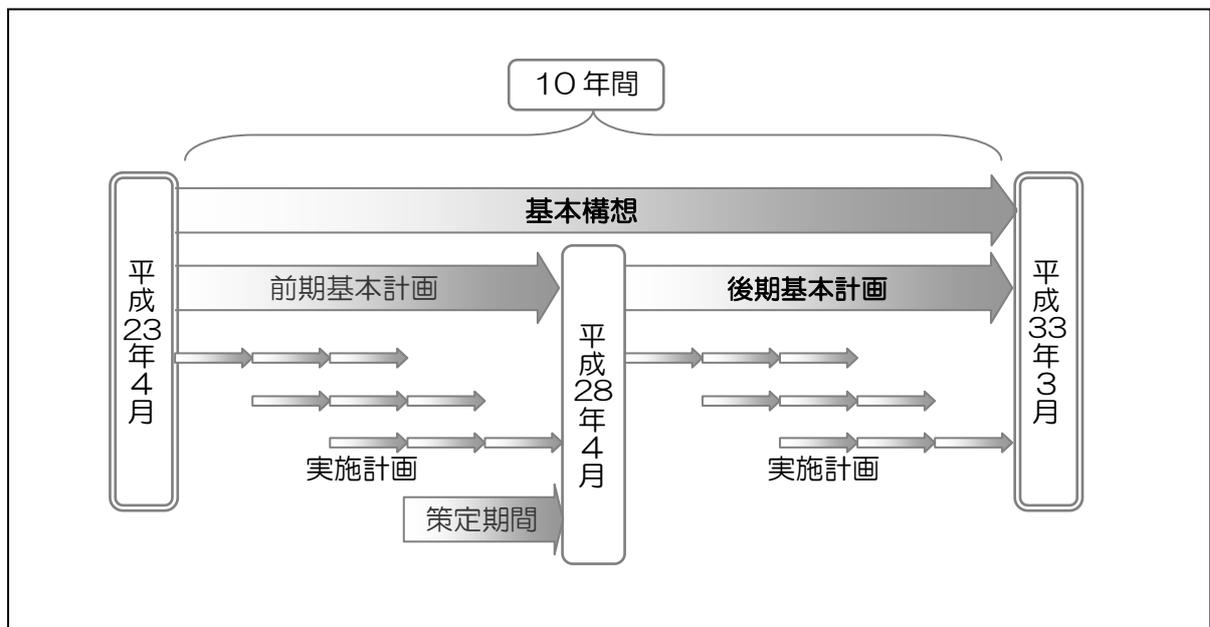
- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑等をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、市民懇談会の座長の許可を受けなければならないこと。
- 7 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 8 武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会の座長の指示に従うこと。

# 1. 「総合計画」とは？

「総合計画」は、市の最上位計画として位置づけられ、様々な個別計画の基本となる考え方を示したものです。「総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されます。



今回策定する「第四次長期総合計画後期基本計画」は、前期基本計画に続き、後期5年の市政を総合的かつ計画的に運営するため、平成28年4月からスタートする計画です。



## 2. 現在の「総合計画」は？

現在は「第四次長期総合計画」の「基本構想・前期基本計画」に基づいた市政が進められています。

### 「第四次長期総合計画」基本構想の概要

#### ●まちづくりの理念●

- 1 地域が一体になって人を育み、守る、思いやりのあるまちづくり
- 2 恵まれた自然環境と都心近郊の利便性が感じられる、快適で暮らしやすいまちづくり
- 3 自然や文化、産業を生かし、地域の特性を生かした個性あるまちづくり
- 4 市民、事業者と市が協働し、みんなで考え、行動するまちづくり

#### ●将来都市像●

### 人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま

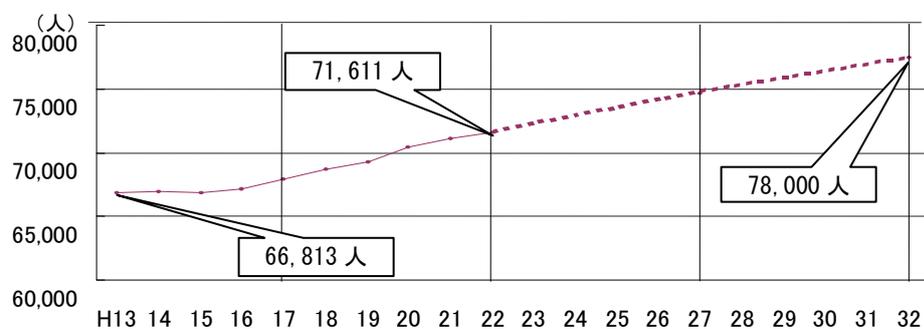
狭山丘陵を背景とした豊かな緑のもと、人と自然が共生し、子どもから高齢者までが素晴らしい未来に向かって夢を広げ、地域や人のつながりを大切にし、みんなで支え合う人にやさしいまちを表現しています。

#### ●将来人口●

今後10年間において様々な施策を展開していく上で最も基本となる人口フレームを次のように設定しています。

**平成32年（2020年）人口 約78,000人**

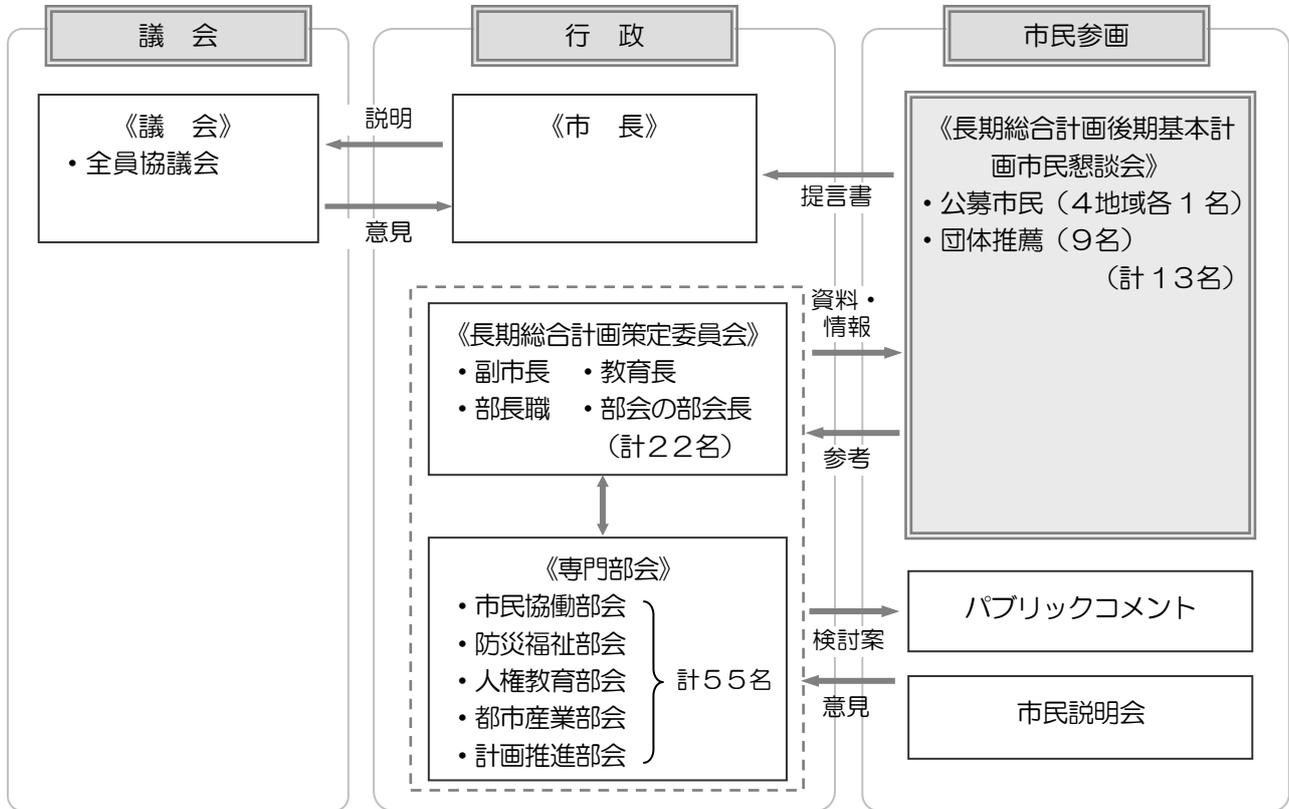
人口フレームの推計



市民基本台帳+外国人登録人口（各年10月1日）

### 3. 「第四次長期総合計画後期基本計画」策定の体制は？

「第四次長期総合計画後期基本計画」の策定にあたっては、下図に示す体制によって検討を進めていきます。



#### 《各会議等の役割》

- 《長期総合計画市民懇談会》

 : 市政の現状及び課題について、市民の視点で自由に議論し、その内容を提言書として取りまとめます。
  
- 《専門部会》

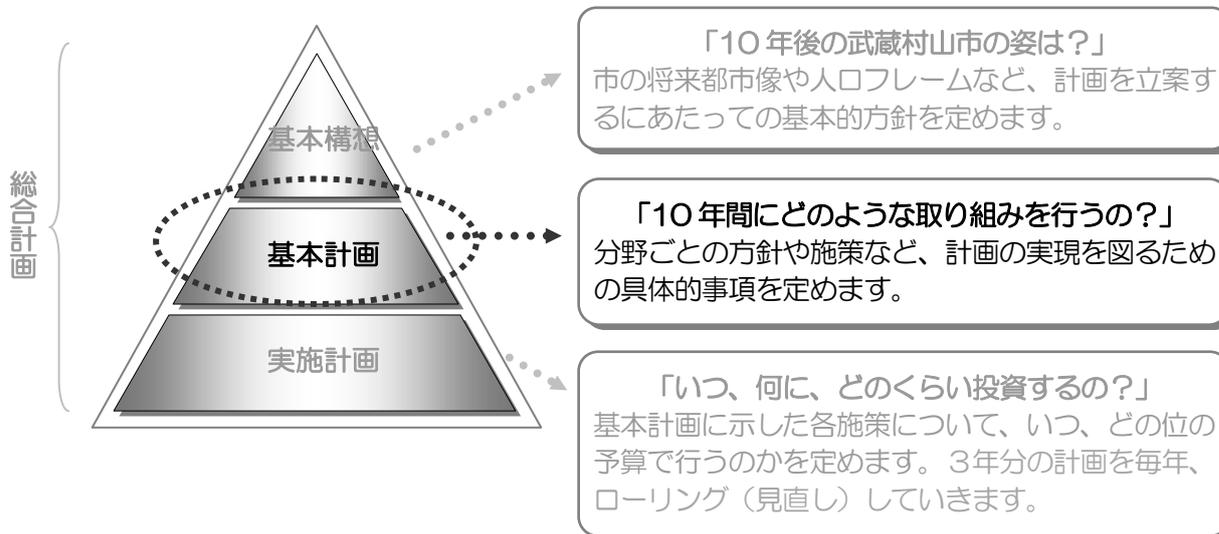
 : 懇談会で出された市民の意見等も参考にしながら、それぞれの策定分野に応じて専門的事項を調査研究します。
  
- 《長期総合計画策定委員会》

 : 専門部会からの資料等を基に、基本計画の組立て等の部分を主に議論し、検討案を策定します。
  
- 《議会》

 : 策定した検討案については、議会に説明し、意見をうかがいます。

## 4. 「第四次長期総合計画後期基本計画市民懇談会」の進め方は？

「第四次長期総合計画後期基本計画市民懇談会」は、主として「基本計画」の部分について、市民としての立場でご意見を伺うことを目的としています。



「市民懇談会」は次のようなスケジュールを想定しています。

回数	内容	開催予定月日
第1回	①委員委嘱書の交付 ②市長挨拶 ③自己紹介 ④事務局紹介 ⑤報告 市民懇談会設置要綱について ⑥議題 ・座長・副座長の選出について ・市民懇談会に関する運営要領案について ・市民懇談会のスケジュールと検討内容について	4月21日(月) 午後7時～
	⑦第1章・第2章前半の説明とテーマの設定	
第2回	①テーマの確認 ②第1章・第2章前半の意見交換 ③全体を通しての意見交換等	5月21日(水) 午後7時～
	④第2章後半・第3章の説明とテーマの設定	
第3回	①テーマの確認 ②第2章後半・第3章の意見交換 ③全体を通しての意見交換等	6月26日(木) 午後7時～
	④第4章の説明とテーマの設定	

第4回	①テーマの確認 ②第4章の意見交換 ③全体を通しての意見交換等	7月
	④第5章・第6章の説明とテーマの設定	
第5回	①テーマの確認 ②第5章・第6章の意見交換 ③全体を通しての意見交換等	8月
	④今後の進め方の確認	
第6回	①提言書(案)について	9月
第7回	①提言書(案)について ②全体を通しての意見等	10月
	③今後の進め方の確認	
第8回	①後期基本計画(素案)の報告 ②懇談会に参加して気づいたことや感想等	2月

#### 《市民懇談会のルール（案）》

○会議の案内は、当日使用する資料とあわせて、開催予定日の1週間程度前にご自宅へお送りします。（案内の送付先をご自宅以外の住所にご希望の方は、事前にお知らせください。）

○やむを得ず欠席される場合は、開催日の夕方5時までに事務局（企画政策課）へご連絡ください。

○なお、前の回に配布した資料を使用することもありますので、会議参加の場合はあわせてお持ちください。

○会議は、原則、午後7時から9時までの2時間とします。効率的な進行にご協力をお願いします。

○できるだけ多くの人の意見がうかがえるよう、発言は要点を絞って、簡潔をお願いします。

検討テーマシートの見方

前期基本計画の「節」及び「項」にあたります。この「項」ごとに検討テーマとして議論を進めていきます。

①地域コミュニティにおける自治会の役割 / 1. 自治会活動に求めるもの、期待されるもの / 2. 若者や新規転入者が入りやすい自治会の姿

●基本方針  
自治会を中心とした地域コミュニティをはじめとして、市民活動や社会的活動を行う団体を支援し、地域の課題解決に向け、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成、様々なコミュニティ活動に対する支援など、地域コミュニティの更なる発展に向けた取組を行います。

●現況

自治会加入率の推移

年度	自治会加入率 (%)
平成13	44.0
14	41.3
15	39.6
16	37.2
17	35.3
18	33.2
19	31.8
20	29.3
21	27.6
22	26.4
23	25.8
24	24.6
25	24.7

※平成25年度から外国人を含む数字(外国人を除く団地以外の地区では25.3%と微増)

●政策の評価

具体施策 (◎は新規)	進捗状況				後期基本計画へ向けた今後の方向性の区分				
	完了	実施中	検討中	未着手	拡充	継続	一部見直し	抜本的見直し	廃止・休止
(1) コミュニティ活動の支援									
○広報紙等によるボランティア活動の情報提供	A	Ⓑ	C	D	A	Ⓑ	C	D	E
○ボランティアセンターの機能強化、事業の充実	A	B	Ⓒ	D	Ⓐ	B	C	D	E
◎職員地域担当制の導入	A	Ⓑ	C	D	A	Ⓑ	C	D	E
○市民と市長のタウンミーティングの実施	A	Ⓑ	C	D	A	Ⓑ	C	D	E
○自治会活動費補助の推進	A	Ⓑ	C	D	A	B	Ⓒ	D	E
○自治会活性化活動費補助の推進	A	Ⓑ	C	D	A	B	Ⓒ	D	E
○自治会連合会の連携促進	A	Ⓑ	C	D	A	Ⓑ	C	D	E
○連合組織への加入促進	A	B	C	Ⓓ	A	B	C	D	Ⓔ
○自主防災・自主防犯組織の結成促進	Ⓐ	B	C	D	A	B	Ⓒ	D	E
○地域コミュニティ活性化検討協議会での検討	Ⓐ	B	C	D	A	B	C	D	Ⓔ
○地域コミュニティの活性化策の検討	A	Ⓑ	C	D	Ⓐ	B	C	D	E
○情報通信技術を活用したコミュニケーションツールの研究	A	B	C	Ⓓ	A	B	C	D	Ⓔ
(2) コミュニティ施設の整備・充実									
○地区集会所等の整備	A	Ⓑ	C	D	A	Ⓑ	C	D	E
○自治会集会所建設費等補助の推進	A	Ⓑ	C	D	A	B	Ⓒ	D	E
○地区集会所等の適正な管理	A	Ⓑ	C	D	A	Ⓑ	C	D	E
○学校施設の地域開放	A	Ⓑ	C	D	A	Ⓑ	C	D	E

●成果指標一覧

1. コミュニティ		◎ 達成	→ 変わらず	△ 増加傾向	▼ 減少傾向
指標	現況値 (H21)	目標値 (H27)	平成23年度達成度	平成24年度達成度	達成度
(1) 地域コミュニティ 自治会加入率	35.2% (H22)	50.0%	34.5%	33.5%	▼

前期基本計画で「項」ごとに定められた「基本方針」を示しています。

前期基本計画で示された各事業について、事業担当課の視点で「事業の進捗状況」と「後期基本計画へ向けた今後の方向性の区分」を示しています。

武蔵村山市第四次長期総合計画 前期基本計画の成果指標進捗状況調書の達成状況を示しています。

前期基本計画で示された各種関連データをもとに、可能な限り最新のデータをわかりやすい表やグラフで整理しています。

①地域コミュニティにおける自治会の役割 ●意識調査 ( )内数字は、回答数

自治会についての考え方

考え方	平成21年度 (%)	平成25年度 (%)
とても重要である	18.8% (142)	13.7% (89)
どちらかと言えば重要である	33.1% (247)	25.3% (164)
どちらともいえない	27.0% (175)	26.4% (197)
あまり重要でない	15.1% (98)	5.1% (38)
まったく重要でない	4.0% (26)	4.0% (26)
わからない	14.8% (109)	11.0% (71)
無回答	2.0% (15)	3.9% (25)

自治会への加入

加入状況	平成21年度 (%)	平成25年度 (%)
加入している	47.3% (353)	36.7% (238)
加入していない	45.0% (335)	53.2% (340)
わからない	5.6% (42)	6.0% (39)
無回答	2.0% (15)	4.0% (26)

加入しない理由 (複数回答)

理由	平成21年度 (%)	平成25年度 (%)
仕事や子育てなどで忙しく時間がない	22.9% (129)	26.1% (90)
自治会に関心がない	23.8% (134)	22.0% (76)
自治会に関心はあるが、活動の内容に魅力がない	21.7% (122)	14.5% (50)
隣近所とのつきあいがわずらわしい	8.3% (35)	9.9% (34)
加入者とうまく打ち解けることができない	2.7% (15)	3.8% (13)
いずれ役員等を務めることになり面倒である	30.4% (171)	25.8% (89)
近い将来、転居や市外への転出が予想される	3.9% (22)	7.2% (25)
自治会が何を行っている組織なのかわからない	24.1% (135)	20.0% (69)
加入の仕方がわからない	11.9% (67)	8.4% (29)
会費を負担したくない	14.0% (75)	0.8% (2)
その他	4.5% (25)	12.8% (44)
無回答	1.5% (8)	2.3% (8)

平成21年度と平成25年度に行われた武蔵村山市意識調査のデータから当該項目に関連する事項を抜粋し、比較できるようにグラフを整理しています。又、比較できない事項については、平成25年度の意識調査のデータを掲載しています。